

健全化判断比率等の算定方法・用語解説

1. 実質赤字比率

一般会計等の赤字額が標準財政規模（ 1 ）に占める割合

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等（表3参照）の実質赤字額（ 2 ）}}{\text{標準財政規模（ 1 ）}}$$

（ 1 ）標準財政規模

・標準税収入額等、普通交付税および臨時財政対策債発行可能額の合計額

標準税収入額等

・・・市税、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税、自動車重量譲与税、交通安全対策特別交付金及び地方特例交付金の合計額

臨時財政対策債発行可能額

・・・本来普通交付税として国が交付すべき額の一部を、地方自治体が直接借り入れを行う借入限度額（この地方債の元利償還金については、後年度に普通交付税の基準財政需要額に全額算入されます）

（ 2 ）一般会計等の実質赤字額（繰上充用額 + （支払繰延額 + 事業繰越額））

繰上充用額・・・歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額・・・実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べた額

事業繰越額・・・実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

2 . 連結実質赤字比率

一般会計と特別会計等を含めた市で執行する全ての会計の赤字額が標準財政規模に占める割合

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計（表3参照）の実質赤字額（ 3 ）}}{\text{標準財政規模}}$$

（ 3 ）全会計の実質赤字額（イ + ロ） - （ハ + ニ）

（イ）一般会計および公営企業以外の特別会計の実質赤字の合計額

（ロ）公営企業の資金の不足額の合計

（ハ）一般会計および公営企業以外の特別会計の実質黒字の合計額

（ニ）公営企業の資金の剰余額の合計

3 . 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の額が標準財政規模に占める割合
（3か年平均値）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金（ 4 ）}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（ 5 ）})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

（ 4 ）準元利償還金

・公営企業における地方債の償還の財源に充てたと認められる一般会計からの繰入金等

（ 5 ）元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

・元利償還および準元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

4 . 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額が標準財政規模に占める割合

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (6)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(6) 将来負担額

- ・一般会計等の地方債現在高、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金に対する繰出金、債務負担行為支出予定額、退職手当支給予定額、連結実質赤字額および他団体への一般会計等の負担見込額などの合計額

5 . 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足が事業規模に占める割合

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (7)} - \text{解消可能資金不足額 (8)}}{\text{事業の規模 (9)}}$$

(7) 資金の不足額

- ・法適用企業 (表 3 参照) . . . 流動負債 + 算入地方債 - 流動資産額
- ・法非適用企業 (表 3 参照) . . . 繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 算入地方債
算入地方債
. . . 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために借り入れた地方債の現在高

(8) 解消可能資金不足額

- ・事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除される一定の額

(9) 事業の規模

- ・ 法適用企業・・・営業収益の額 - 受託工事収益の額
- ・ 法非適用企業・・・営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

6 . 早期健全化基準

この比率が1つでも早期健全化基準を上回ると、財政健全化計画を策定し、議会の議決を経ると共に外部監査の要求と市民の皆さんへの公表が義務付けられ、その計画の実施状況等について、毎年度議会に報告し、速やかに市民の皆さんへ公表することとなります。また、早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣または山梨県知事から必要な勧告が行われます。(平成20年度決算から適用)

7 . 財政再生基準

この比率が1つでも財政再生基準を上回ると、財政再生計画を策定し、議会の議決を経ると共に外部監査の要求と市民の皆さんへの公表が義務付けられ、その計画の実施状況等の報告・公表に加え、財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることとなります。また、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等が国から勧告されます。(平成20年度決算から適用)

財政再生計画の同意が得られなければ、災害復旧事業債等を除き、地方債の借入が制限されます。一方、計画の同意が得られれば収支不足額を振り替えるための地方債(再生振替特例債)の借入が可能となります。

8 . 経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率がこれを上回れば経営健全化計画の策定が義務付けられ、早期健全化基準と同様の手続きをすることとなります。(平成20年度決算から適用)

9 . 地方債（企業債）許可制移行基準

この基準を上回ると、現行の協議制（同意）から許可制へ移行となり、この場合、地方債を発行する際には、公債費負担適正化計画の策定を前提に、総務大臣または山梨県知事の許可を得ることとなります。

ただし、地方債発行の許可基準については、特に制限する必要があるものを除き、一般的な基準と同様となり地方債発行の制限はありません。